

通知用メールアドレスの登録について

高齢福祉課（事業者担当）では全事業者（医療みなしを除く）を対象とする連絡体制の構築に向け、下記のとおり情報公表システムを活用したアドレス管理を行っています。

つきましては、情報公表システムにおいて各事業所の連絡先を登録する際には、漏れや誤りのないよう十分御留意頂くとともに、迷惑メールフィルターの設定の見直しや個人用ではない所属用のアドレスの登録など、円滑な連絡体制の構築にご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

記

1 情報公表システムによる報告について

調査票「手順5 事業所の連絡先」の緊急連絡先（必須項目）に登録されたメールアドレスを連絡用のアドレスとして管理いたします。

2 留意事項

- (1) 調査票の手順1～5までの各項目を入力後、「手順6 調査票の提出」の「提出する」ボタンを押して、提出が完了していることを必ず確認してください。
- (2) 迷惑メールフィルターの設定により、メールの受信ができない場合がありますので、予めメールフィルターの設定内容をご確認ください。
- (3) 担当者不在であっても内容を確認できるよう、個人用ではない所属用のアドレスの登録を推奨します。
- (4) 緊急時にも登録されたアドレス宛に通知することになりますので、今後もメールの受信内容を小まめにご確認頂きますようお願いいたします。